高梁市手話施策推進方針

（平成２９年８月１８日）

　高梁市手話言語条例(平成２９年高梁市条例第４号)第６条第１項の規定に基づき、高梁市における手話に対する市民の理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策の推進方針を次のとおり定める。

１　施策の指針

　　地域社会に手話を普及し、ろう者に対する理解を広げることで、ろう者とろう者以外の者が共生できるまちづくりを実現するため、ろう者、意思疎通支援者その他関係者との連携を図り、具体的な方策を定めるとともに、これを推進することを目的とする。

２　具体的な推進方策

1. 手話の理解促進及び普及に関する事項

ア　手話が言語として認知され、市民や事業者の手話への理解が深まるよう、市広報

紙やリーフレット等により啓発を行う。

イ　市民が手話に親しむことができるように、手話講座等を開催していく。

ウ　就学前教育保育施設や小中学校等にろう者及び手話通訳者等を講師として派遣

し、手話の大切さを理解する機会を提供していく。

エ　事業者が行う手話に関する取組みに対し、支援していく。

1. 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する事項

ア　市の行事等において、必要に応じ手話通訳を配するなど、合理的配慮を行う。

イ　市職員に対する手話講座を継続的に開催していく。

ウ　事業者が行う手話に関する取組みに対し、支援していく。

1. 手話による意思疎通支援者の育成等に関する事項

ア　ろう者との交流活動の促進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕

員を養成していくため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催する。

イ　手話による意思疎通支援者である手話通訳者等の派遣事業については、継続的に実施する。

ウ　手話通訳者の育成を支援していく。

1. 市長が必要と認める事項

前３号に掲げるもののほか、市長は、手話を普及するために必要な施策を講じるもの

とする。

３　その他

1. この方針は、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直すものとする。